

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月1日
【会社名】	株式会社雪国まいたけ
【英訳名】	YUKIGUNI MAITAKE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大平喜信
【本店の所在の場所】	新潟県南魚沼市余川89番地
【電話番号】	025 (778)0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員管理本部長 海野光夫
【最寄りの連絡場所】	新潟県南魚沼市余川89番地
【電話番号】	025 (778)0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員管理本部長 海野光夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 208,120,000円(注)
	(注) 1. 本募集は、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の決議及び平成23年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づく、ストックオプション付与を目的とする新株予約権の発行に関するものです。 2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年7月15日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」ならびに「新規発行による手取金の額」が平成23年7月29日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

##### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

##### 2 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (2)【新株予約権の内容等】

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、<u>新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値、または発行日に先立つ東京証券取引所の直近営業日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額に1.05を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げ)</u>とする。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)</p> <p>また、割当日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行うときは、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p>
----------------------------	--

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、473円とする。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)</p> <p>また、割当日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行うときは、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p>
----------------------------	--

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金 216,920,000円(注)</p> <p>(注) 1. 発行価額の総額は、平成23年6月30日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値(469円)を基礎として算出した見込額です。</p> <p>2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金 208,120,000円(注)</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
---------------------------------	---

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 株式の発行価格 行使価額と同額とする。</p> <p>2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
-------------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 株式の発行価格(1株当たり) 473円</p> <p>2. 資本組入額(1株当たり) 増加する資本金の額 237円 増加する資本準備金の額 236円</p>
-------------------------------------	--

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
216,920,000		216,920,000

(注) 1. 払込金額の総額(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)は、平成23年6月30日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(469円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
208,120,000		208,120,000

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。